

## 浜松市認証保育所利用者補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、保護者の保育料負担の軽減を図り、もって児童福祉の増進に寄与するとともに保育所の待機児童解消を目的とするため、浜松市認証保育所利用者補助金（以下「補助金」という。）の交付について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認証保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する業務を目的とする施設で、法第35条第4項による認可を受けていないもののうち、主として特定の条件に該当する児童を対象としている施設を除き、浜松市認証保育所事業実施要綱及び認可外保育施設指導監督基準（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年雇児発第177号）の別添）で定める要件を満たし、市長が認証した施設をいう。
- (2) 児童 市内に住所を有し、認証保育所に入所している小学校就学前児童をいう。
- (3) 保護者 市内に住所を有し、児童の親権者、後見人その他の者であって、児童を現に監護しているものをいう。

### (交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けることのできるものは、次に掲げる要件を全て満たした保護者とする。

- (1) 以下のア～ウのいずれかに該当すること。
  - ア 労働等により保育を必要とする時間が月64時間以上であること。
  - イ 疾病等により保育を必要とする状況にあること。
  - ウ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。ただし、1人の保護者につき、連続した90日間（年度内に1回）を限度とする。
- (2) 児童が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設及び同条第5項に規定する地域型保育事業を利用していないこと。
- (3) 児童の年齢が当該年度の4月1日の前日現在において3歳未満であること。
- (4) 児童が各月初日現在において認証保育所に入所していること。
- (5) 児童が入所している当該認証保育所の保育料を完納していること。
- (6) 市税を完納していること。
- (7) 市立保育所保育料、私立保育所保育料及び保育所保育費負担金を完納していること。

(補助金)

第4条 補助金の交付額は、現に保護者が負担している保育料の額に対して月額20,000円を上限とする。ただし、保護者が負担している保育料の額が月額20,000円未満の場合は、当該保育料の額とする。

(交付申請)

第5条 この補助の交付を受けようとする者は、浜松市認証保育所利用者補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて別表に定める期限までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 浜松市認証保育所所在籍証明書兼保育料納付証明書(別紙様式1)
- (2) 市税納付確認同意書(第2号様式)
- (3) 暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する浜松市認証保育所利用者補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)の提出があったときは、その内容を精査し、交付又は不交付の決定を行う。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、浜松市認証保育所利用者補助金交付決定通知書兼交付確定通知書(第4号様式)又は浜松市認証保育所利用者補助金不交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定を取り消すとともに既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 保護者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他この交付要綱に定める事項に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月21日から施行する。
- 2 第3条第1号ウ中「90日間」とあるのは、保育施設の入所要件の弾力運用の間、「120日間」と読み替えるものとする。

別 表

期別	1 期	2 期	3 期
補助金申請対象月	4 月～ 7 月	8 月～ 1 1 月	1 2 月～ 翌年 3 月
交付申請期限	7 月末日	1 1 月末日	翌年 3 月末日

交付申請期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日の場合は、前開庁日をもって交付申請期限とする。

第1号様式

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

住 所  
申 請 者  
(保護者) 氏 名  
電話番号  
印

浜松市認証保育所利用者補助金交付申請書兼実績報告書

浜松市認証保育所利用者補助金交付要綱に基づき、次のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて交付申請及び実績報告をします。

なお、交付申請にあたり下記の事項について同意します。

1 入所児童について

フリガナ 氏 名	生年月日	入所施設
	年 月 日	

2 交付申請額 円

3 在籍状況等 浜松市認証保育所在籍証明書兼保育料納付証明書(別紙様式1)の「2 各月初日の在籍状況、保育料納付状況について」のとおり

4 同意内容

- ・市長が課税台帳、住民基本台帳の情報を確認すること。
- ・市長が保育料の納付状況について認証保育所へ確認すること。

第2号様式

市税納付確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

\_\_\_\_\_

氏 名

\_\_\_\_\_ 印

明・大・昭・平 年 月 日 生

配偶者がいる場合はその氏名

\_\_\_\_\_ 印

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市認証保育所利用者補助金交付要綱第4条第6号の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 : 浜松市認証保育所利用者補助金

施 設 名	
児 童 氏 名	

第3号様式

暴力団排除に関する誓約書

浜松市認証保育所利用者補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

(あて先)浜松市長

住 所  
誓 約 者  
(申請者)

氏 名

印

様

浜松市長

浜松市認証保育所利用者補助金交付決定通知書兼交付確定通知書

年 月 日付により申請があった浜松市認証保育所利用者補助金について、次のとおり交付決定及び交付確定します。

1 浜松市認証保育所利用者補助金

の交付対象となった児童 児童名：

2 交付決定及び交付確定額 円

3 交付の条件

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合、補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- (2) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (3) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (4) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第5号様式

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

浜松市認証保育所利用者補助金不交付決定通知書

年 月 日付により申請があった浜松市認証保育所利用者補助金については下記の理由により不交付が決定したので、通知します。

- 1 浜松市認証保育所利用者補助金の不交付対象となった児童 児童名：
- 2 不交付となった理由



別紙様式 1

浜松市認証保育所在籍証明書兼保育料納付証明書

1 在籍児童（保護者記入欄）

住 所	
保護者氏名	
児童氏名	

以下の太線内は認証保育所で記入します。

2 各月初日の在籍状況、保育料納付状況について（認証保育所記入欄）

在籍月	在籍状況 (各月初日)	保育料	納付の有無 (どちらかに)
年 月		円	納付済・未納
年 月		円	納付済・未納
年 月		円	納付済・未納
年 月		円	納付済・未納

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

(あて先) 浜 松 市 長

施 設 名 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

事 業 者 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_